

財産管理委託契約書

特別養護老人ホームあざみ苑

財産管理委託契約書

甲（ご利用者）

乙（事業者） 特別養護老人ホームあざみ苑

甲の当施設入所に際し、次のとおり、財産管理委託契約書を締結します。

（目的）

第1条 この契約書は、当施設に入所される方で、自らの手による日常生活に必要な金銭の管理等が困難な方の財産の保全と管理を適切にすることを目的として、締結するものです。

（本契約の利用）

第2条 前条に定める日常生活に必要な金銭の管理等以外の財産の管理（処分を含みます。）運用が必要な方は、この契約を利用することはできません。

（期間）

第3条 この契約期間は、令和 年 月 日 より利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。

- 前項の契約期間満了日の2日前までに、甲から乙に対して更新拒絶の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- 契約の期間中であっても、甲が当施設を退所する場合、第7条による解約があった場合または甲が死亡した場合は、この契約は終了します。

（保管）

第4条 甲は、乙に対し、次の書類と印鑑を預けることができます。この場合、乙は別紙の預り証を提出し、この預り証はこの契約の一部となります。

- 預貯金通帳
- 保険証書
- 銀行印
- その他乙が適当と認めたもの

2 前項の預り証は、預ける物の追加または変更あるごとに作成します。

（金銭出納）

第5条 甲は乙に対し、日常的な生活費用及び甲の申し出た事項に関する金銭出納管理を委託することができます。この場合、乙が預かった現金はすべて預貯金保管をしたうえで、前条の手続きに従うものとします。

- 2 乙は、甲または身元引受人に対し、6ヶ月ごとに書面により、金銭出納の報告をします。
- 3 甲及び身元引受人は乙に対し、いつにても金銭出納の記録の提示を求めることができ、乙は速やかに記録の提示をします。

(金銭等管理サービス費用)

第6条 この財産管理委託契約にかかる費用については、甲は別紙の金銭管理サービス費用規定に従って支払います。

(解約)

第7条 甲は、いつにても、この契約を解約することができます。

- 2 乙は、甲及び身元引受人の解約の申し出があった場合は、甲の財産の保全、管理に不相当と認める特別の事情がない限り、速やかに保管物を返還します。
- 3 乙は、次の場合は、この契約を解約することができます。この場合、乙は甲の生活にふさわしい他の援助を利用できるように努めます。
 - 一 甲の意思が確認できず、乙が管理するのに不相当と認められるとき。
 - 二 甲が他の介護施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れることができる状態になったとき。
- 4 この契約が解約された場合は、乙は速やかに金銭出納の報告書を提供します。

(秘密保持)

第8条 乙及び乙の職員は、業務上知り得た甲、甲の後見人、甲の家族及び身元引受人の秘密を、正当な理由なく漏らしません。

(損害賠償)

第9条 乙が契約に基づく管理を怠って甲に損害を与えた場合、速やかに損害を賠償します。ただし、乙が十分注意したにもかかわらず生じた損害については賠償しません。

(本契約に定めのない事項)

第10条 この契約に定めのない事項については、令和 年 月 日付介護施設サービス利用契約書を援用するほか、乙は、甲または身元引受人と協議のうえ、誠実に対処します。

契約締結日 令和 年 月 日

私は、以上の契約につき事業所から説明を受け、その内容に同意します。

(甲)

住 所

氏 名 印

連絡先

(身元引受人)

住 所

氏 名 印

連絡先

(代理人)

私は、契約者が事業所から説明を受け、財産管理委託契約書の内容に同意したことを確認し、契約者に代わって署名いたします。

住 所

氏 名 印

連絡先

(乙)

当施設は、甲の申込みを受け、この契約書に定める財産保全及び管理のサービスを責任もって行います。

住 所 千葉県流山市野々下2丁目488番地5

施設名 特別養護老人ホームあざみ苑

代表者 施設長 川 口 栄 子 印

電 話 04-7141-2200